

添付法令資料 1 :

モロッコにおける公益目的の収用及び一時占有に関する法律第 7-81 号
1982 年 5 月 6 日付勅令第 1-81-254 号により施行 (目次)

- 第 1 編 公益目的の収用 (第 1 条～第 49 条)
- 第 2 編 一時占有 (第 50 条～第 58 条)
- 第 3 編 付加価値の補償 (第 59 条～第 66 条)
- 第 4 編 経過規定及び適用 (第 67 条～第 70 条)

添付法令資料 2 :

韓国精神健康増進及び精神疾患患者福祉サービス支援に関する法律 (目次)
2016 年 5 月 29 日法律第 14224 号により全部改正 2017 年 5 月 30 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 精神健康増進政策の推進等 (第 7 条ないし第 18 条)
- 第 3 章 精神健康増進施設の開設・設置及び運営等 (第 19 条ないし第 32 条)
- 第 4 章 福祉サービスの提供 (第 33 条ないし第 38 条)
- 第 5 章 保護及び治療 (第 39 条ないし第 52 条)
- 第 6 章 退院等の請求及び審査等 (第 53 条ないし第 67 条)
- 第 7 章 権益保護及び支援等 (第 68 条ないし第 83 条)
- 第 8 章 罰則 (第 84 条ないし第 89 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

環境の保護に関する 1995 年 3 月 30 日付モンゴル国法律 (目次)
2017 年 5 月 25 日最終改正

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 環境の評価、調査・研究及び鑑定 (第 7 条ないし第 12 条)
- 第 3 章 環境保護の分野における国家機関の権限 (第 13 条ないし第 18 条)
- 第 4 章 環境の保護及び環境資源の利用又は再生に係る社会的措置 (第 19 条ないし第 25 条)
- 第 5 章 環境のモニタリング (第 26 条ないし第 29-1 条)
- 第 6 章 環境及び環境資源の保護の分野における経済単位又は組織の義務 (第 30 条ないし第 32 条)
- 第 7 章 環境情報バンク (第 33 条及び第 44 条)
- 第 8 章 自然資源の共同管理 (第 45 条ないし第 52 条)
- 第 9 章 その他の規定 (第 53 条ないし第 59 条)

添付法令資料 4 :

間接利用のための地熱作業区域に関する 2017 年 5 月 16 日付
インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規程 No.37 (目次)
同月 18 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 作業区域の計画、準備及び決定
 - 第 1 節 作業区域の計画 (第 2 条)
 - 第 2 節 作業区域の準備
 - 第 1 款 総則 (第 3 条)
 - 第 2 款 予備調査並びに予備調査及び探査 (第 4 条ないし第 6 条)
 - 第 3 款 作業区域準備チーム (第 7 条及び第 8 条)
 - 第 4 款 作業区域図 (第 9 条及び第 10 条)
 - 第 3 節 作業区域の決定及び作業区域面積 (第 11 条及び第 12 条)
- 第 3 章 作業区域におけるデータの追加 (第 13 条ないし第 15 条)
- 第 4 章 作業区域の変更、取消し及び統合
 - 第 1 節 作業区域決定の変更 (第 16 条ないし第 18 条)
 - 第 2 節 作業区域の取消し (第 19 条ないし第 21 条)
 - 第 3 節 作業区域の統合 (第 22 条)

- 第 5 章 作業区域の返還
 - 第 1 節 総則（第 23 条及び第 24 条）
 - 第 2 節 すべての作業区域の返還（第 25 条）
 - 第 3 節 一部の作業区域の返還（第 26 条ないし第 28 条）
- 第 6 章 経過規定（第 29 条）
- 第 7 章 終則（第 30 条及び第 31 条）

添付法令資料 5 :

牧畜及び水産食品の管理に関するベトナム政府の議定（目次）
2017 年 4 月 4 日付第 39/2017/NĐ-CP 号議定 / 17.05.20 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 6 条）
- 第 2 章 牧畜及び水産食品の経営条件（第 7 条ないし第 9 条）
- 第 3 章 新たな牧畜及び水産食品の審査・評価（第 10 条及び第 11 条）
- 第 4 章 ベトナムにおいて流通が認可された牧畜及び水産食品（第 12 条ないし第 14 条）
- 第 5 章 牧畜及び水産食品の品質検査（第 15 条ないし第 22 条）
- 第 6 章 牧畜及び水産食品の分野における活動に係る機関、組織及び個人の責任（第 23 条ないし第 28 条）
- 第 7 章 施行条項（第 29 条ないし第 31 条）